

議案第 57 号

海老名市立図書館条例の一部改正について

海老名市立図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 25 年 11 月 28 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

指定管理者に管理を行わせることに伴い、開館時間及び休館日を変更し、条例で規定するため

海老名市立図書館条例の一部を改正する条例

海老名市立図書館条例（昭和59年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第20条を第22条とする。

第19条中「第15条」を「第17条」に改め、同条を第21条とする。

第18条を第20条とし、第15条から第17条までを2条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の2条を加える。

（開館時間）

第15条 図書館の開館時間は、1日につき10時間を下回らない範囲内で教育委員会規則で定める。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を一時的に変更することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を得て開館時間を一時的に変更することができる。

（休館日）

第16条 海老名市立中央図書館の休館日は原則として設けないものとし、海老名市立有馬図書館の休館日は次のとおりとする。

（1） 毎月第2、第4及び第5月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）に当たるときは、その日後の最も近い休日でない日とする。

（2） 1月1日から同月3日まで

（3） 12月29日から同月31日まで

（4） 館内整理日（毎月末日。ただし、当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その日後の最も近い休日でない日とする。）

（5） 館内特別整理期間（1年につき5日を超えない範囲内で、教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める期間）

- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。